

令和3年度砂利採取業務主任者試験案内

群馬県

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項により令和3年度（2021年度）砂利採取業務主任者試験を以下のとおり実施します。

1 試験の主催 群馬県

2 受験資格 制限はありません。

3 試験科目 試験は筆記試験とし、科目は次のとおりです。

(1) 砂利の採取に関する法令事項

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 出題形式

出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題）とします。

5 試験日・会場

試験日・試験時間	会場	合格発表日時
令和3年11月12日(金) 午前10時から正午まで	群馬県庁29階292会議室 (前橋市大手町一丁目1番1号)	令和3年12月1日(水) 午前9時

※ 自動車で来庁される場合は、県民駐車場を利用してください。

6 受験手続

(1) 受験願書の請求

① 受験願書は、次のところで配布しています。

(県内各土木事務所)

前橋	027(234)4224	中之条	0279(75)3047
高崎	027(322)4186	沼田	0278(24)5511
渋川	0279(22)4055	伊勢崎	0270(25)4010
藤岡	0274(22)2156	太田	0276(32)2345
富岡	0274(63)2255	桐生	0277(53)0121
安中	027(382)1350	館林	0276(72)4355

(県庁)

群馬県県土整備部砂防課砂防管理係 027(226)3632

- ② 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4判サイズのもの。)を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係(〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号)又は県内各土木事務所に請求してください。

(2) 受験手続

- ① 申込書類 受験願書(所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円の切手を貼ってください。)及び写真(受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

※ 写真は提出用と受験票貼り付け用の2枚必要となります。

- ② 受験手数料 8,100円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付してください(払込書による納付の場合は、令和3年10月12日(火)までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡してください。)

(3) 受験願書の提出

- ① 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係(〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号群馬県庁20階)又は県内各土木事務所に提出してください。

- ② 受付期間は、令和3年10月4日(月)から同月22日(金)までとします。

- ③ 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和3年10月22日(金)までに必着するように提出してください。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。

7 試験場の注意事項

- (1) 試験当日は、午前9時40分までに着席し、受験上の注意を受けてください。試験開始時間の30分後までに入室しなかった者の受験は認めません。また、退室は、試験開始時間の40分後から試験終了時間の10分前まで認めます。ただし、退室時には解答用紙を提出し、再入室は認めません。

- (2) 試験当日は、受験票(写真を必ず貼ってください。)及び筆記用具を持参してください。

8 合格者の発表等

合格者の発表は、令和3年12月1日(水)午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページにおいて公表することとし、合格者には、合格証を郵送で交付します。

- 9 問い合わせ先 群馬県県土整備部砂防課砂防管理係
TEL 027(226)3632 FAX 027(243)1680